

2024.7.1

SGEC/PEFCジャパン

PEFCのEUDR対応と SGEC規格改正

SGEC規格の改正スケジュール案

EUDR 関連PEFC規格の改正を踏まえたSGEC規格の改正(「緊急を要する改正」の手続き)

2024. 9 *PEFC EUDR DDS*モジュール(*ST2002-1*)に基づき*SGEC EUDR DDS*規格案の策定

2024.11 *PEFC ST 1003*の改正に基づき*SGEC*規準文書3の改正案の策定

2025. 1 改正手続き開始、パブコメ等の実施

2025. 3 理事会承認、PEFC相互承認申請

2025. 6 施行、認証機関の認定の実施、関連認証取得者の認証範囲の追加、認証の実施

EUDRの主な内容

EU市場に出荷及びEUからの輸出される産品及び製品に関するオペレーター及びトレーダーに対するDDSの義務化

対象産品

- ・ 木材、大豆、牛肉、パームオイル、ココア、コーヒー、天然ゴムの7品目
- ・ 及びこれら由来の加工品（木材関連では、例えば家具）

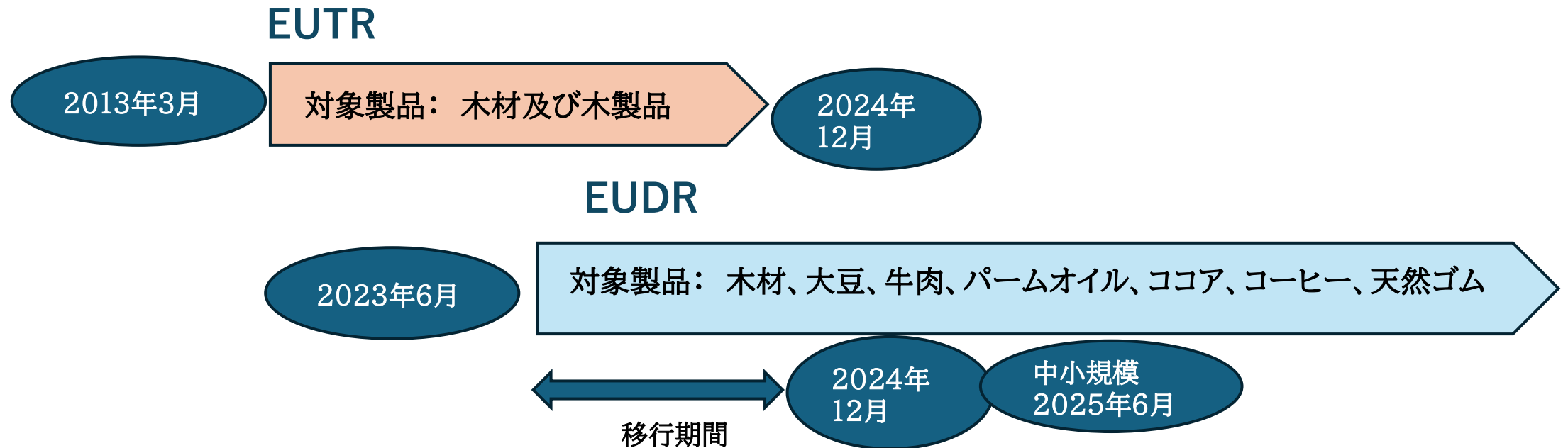
認められる条件は

- ・ deforestation-freeである（2020年12月31日以降）
- ・ 生産国の関連法令に違反していない
- ・ DDSが実施されている

オペレーター: 関連製品を市場に出す(最初に利用可能とする)者

トレーダー: 関連製品を市場に入手可能とするオペレーター以外のサプライチェーン上の者

EUTRとEUDRの関係



PEFC ST 2002-1

「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス システム(PEFC EUDR DDS)実施のための要求事項」

PEFC 認証組織が EUDR に準拠するために既存の認証規格に追加できる任意の規格(通常のPEFC ST2002:2020の7.「デュー・ディリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項」に替え利用可能)として策定

主な内容

- ・ PEFC EUDR DDS を少なくとも毎年実施
- ・ 通常のPEFC主張に加え、それぞれの製品に「PEFC EUDR主張」を付すことが可
- ・ 参照番号付きPEFC EUDR関連製品の場合
EU リファレンス ナンバー及び要請があれば、樹種、生産国、生産地の地理的位置などの情報を入力、記録
- ・ 参照番号なしPEFC EUDR関連製品の場合、以下の供給者からの上記の情報の入手、記録
- ・ 非PEFC EUDR関連製品の場合
STに規定されている情報の収集、当該情報が入手できない場合、当該関連製品は重大リスクとなり、リスクが解消されるまでEU市場に当該 製品を出荷できない。

PEFC ST 1003

持続可能な森林管理に関する要求事項

主な改正事項

PEFC と EUDR



* Trees outside Forests



* includes agriculture plantations



改正事項

第3章. 用語と定義の修正

追加: 農業プランテーション、農業利用、生態学的に重要な非森林地域
森林の農業利用への転換、森林劣化、地理的位置、天然生林、
森林外樹木(TOF)からの非木質林産品、その他の樹木地、育成林、
原生林

変更・修正: 生態学的に重要な森林地域の適用範囲、森林プランテーション、
森林外樹木(TOF)

森林劣化(Forest degradation)

3.12 森林劣化 (Forest degradation)

森林被覆の構造的変化であり、以下の転換の形態をとる：

- a) 原生林または天然生林の森林プランテーションまたはその他の樹木地への転換
- b) 原生林から育成林への転換。

育成林(planted forest)

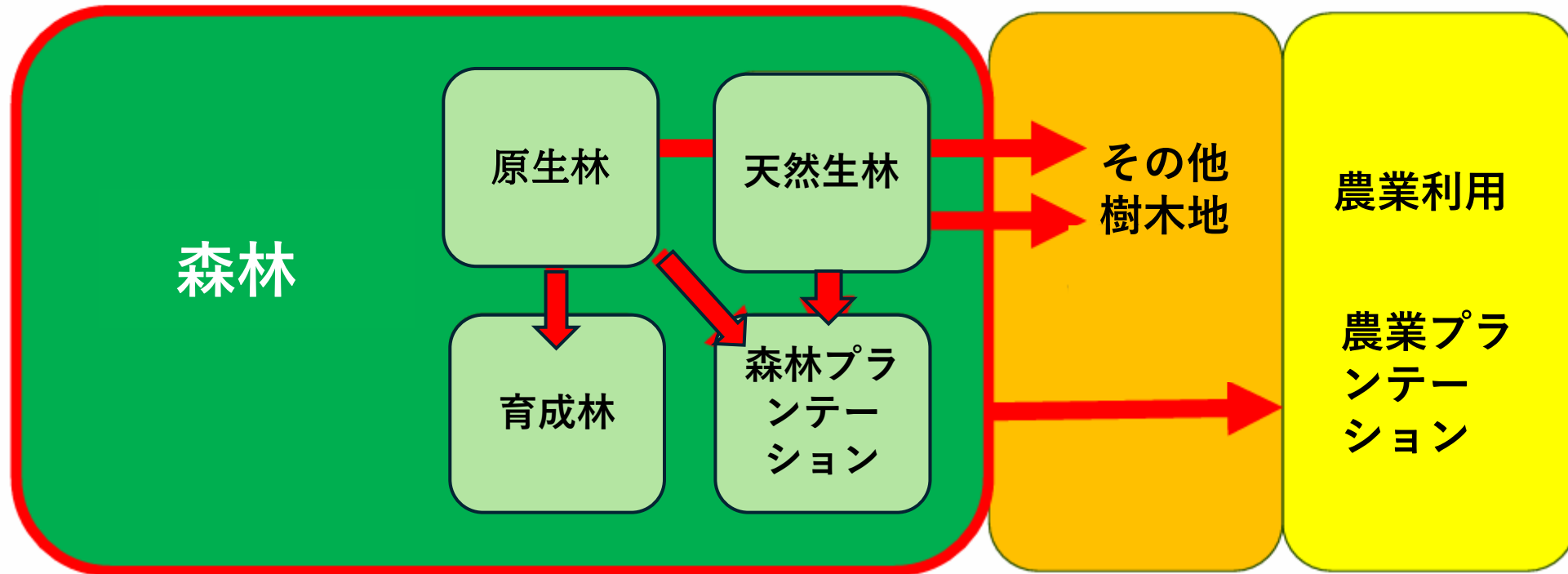
3.28 育成林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている森林。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の 50% 以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。

注意書: 定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

EUDR ディフォレテーション・フリー

森林劣化とは：森林被覆の構造的変化



改正事項

第4章. PEFC承認規格と組織

4.3.3 地理的位置情報の保持を追加

第8章. 持続可能な森林管理の要求事項

8.1.4、8.1.5

森林転換(SGEC規格では、「林地転用」)を「農業利用」と「他の土地利用」に分割

8.1.6として、森林劣化に関する新たな要求事項「人為的な森林劣化を起こしてはならない」を追加

注意書に2010年12月31日以降の「森林プランテーション」、原生林から転換された「育成林」は認証の対象外となることを規定

8.4.2 の注意書に「保全と保護の取り組みを支援するために行われる」を追加

その他、付属書1「森林プランテーションの要求事項の解釈」及び付属書2「森林外樹木(TOF)に関する要求事項の解釈」を修正